

第6条（申請者の確認）

1. 前条の規定による利用団体登録の申請があったときは、申請者（団体等にあつては代表者）が本人であることを、次の各号のいずれかの方法で確認し、申請内容を審査の上、利用者として登録します。

- (1) 運転免許証
- (2) パスポート
- (3) 健康保険証
- (4) 公的年金証明書
- (5) 学生証
- (6) マイナンバーカード
- (7) その他本人であることを確認できると認められる身分証明書

第7条（利用団体番号及びパスワード）

施設は、利用団体登録を申請した者(以下「登録者」といいます。)に、登録団体ごとに異なる利用団体登録番号(以下「利用団体番号」といいます。)を設定し、その後登録者は独自パスワードをシステムに登録します。なお、パスワードは8桁から12桁までの任意の英数字とします。

第8条（団体登録番号、パスワードの管理等）

1. 登録者は、個人情報管理等のために、団体登録番号及びパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理しなければなりません。また他人に団体登録番号及びパスワードを共有してはなりません。
2. 前号に違反した場合の登録者及び第三者に及ぼす損害については、施設は責任を一切負いません。
3. 利用団体番号及びパスワードにより行われた予約等については、登録者本人により行われたものとみなします。

第9条（登録の有効期間等）

1. 利用団体登録の有効期間は、横浜市の条例等に基づく指定管理施設（野毛地区センター・竹之丸地区センター）の指定期間内とします。

第10条（費用）

1. 利用団体登録に係る登録は、無料とします。
2. 登録者がシステムを利用するに当たって必要とする装置、ソフトウェア及びインターネット接続等に関する費用その他一切の費用は、登録者の負担とします。

第11条（登録事項の変更）

登録者が届け出た団体名、代表者氏名、住所、電話番号、メールアドレス、利用目的等に変更があった場合には、施設へ変更の届け出をするものとします。

第12条（登録資格の喪失）

登録者が次の各号のいずれかに該当すると本市が判断したときは、登録を取り消します。

- (1) 虚偽の申請により利用団体登録したとき。
- (2) 事実上同じ団体が重複して団体登録し、または利用したとき。
- (3) 営利（教室、物販、会社の研修等）を目的とした活動が認められたとき。
- (4) 施設の管理に関する例規等又は本規則に重大な違反をしたとき。
- (5) 登録された代表者が死亡し、代表者の変更がなされないとき
- (6) 変更の届け出を怠る等登録者の責めに帰すべき事由により、登録者への通知又は連絡を行うことができないとき。
- (7) システムの運営を故意に破壊又は妨害したとき。
- (8) 施設の利用予約の頻繁な取消し、利用料の未納及び当日無断キャンセルなどの行為を繰り返し行う等、他の予約者への支障及び施設の運営に支障があると認められたとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、登録者として不適格と認められたとき。

第13条（抽選）

1. 登録者は、抽選を導入している施設について、当該施設の定める期間内に、抽選条件に基づき予約の抽選申込を行うことができます。
2. 抽選の当選者は、当該施設の定める期間内に結果を確認の上、当選確定の手続を行う必要があります。当選が確定されない場合には、自動的にキャンセルとなります。
3. 抽選の当選者が行う当選確定は、予約として取り扱います。
4. 予約が行われた場合は、各施設が設定する手続き期限までに、各施設の窓口にて利用許可を得て、利用料金を納付しなければなりません。
5. 前項の期間内に利用許可を得ないときは、各施設の管理者は、予約を取り消します。
6. 予約した施設を利用しないときは、施設が定める期日までに登録者が予約の取消しを行わなければなりません。
7. 第2項の期間内に当選確定がなされない場合は、抽選申込を取り消したものとみなします。

第14条（予約）

1. 抽選後の空の予約（翌月）及び当月分の予約は、各施設の定める期間内に、システムにより先着順で予約を受け付けます。
2. 登録者は、予約を行ったときは、当該施設で別の定めがないときは、各施設の定める利用当日までに予約をした施設で利用料金等を支払い、使用許可を得なければなりません。
3. 前項の期間内に使用許可を得ないときは、各施設の管理者は、予約を取り消します。

4. 予約した施設を利用しないときは、施設が定める期日までに登録者が予約の取消しを行わなければなりません。
5. 利用予定日当日の予約は、施設の定める方法により手続を行います。

第15条（利用停止措置）

予約以降に利用手続(許可申請・使用料の納付等)を怠ったとき、当日無断キャンセルされたとき、又は支払期限を逃れるためにキャンセルを繰り返し行う場合には、利用を一定期間停止する措置を行うことがあります。

第16条（個人情報の保護）

1. このシステムの利用者登録情報及び利用履歴については、本来の目的以外に使用せず、適正な管理を行います。
2. 登録者は、利用者登録の情報について、システムの運用に必要な範囲に限り、施設管理者及びシステム管理者が利用することに同意するものとします。
3. その他個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報の保護に関する条例等によります。

第17条（運用時間）

1. システムを利用することができる時間は、次の各号の時間を除いた時間とします。
 - (1) システムの保守等を行う時間
 - (2) 施設が設定する利用時間以外
2. 前項の詳細な時間については、事前に別途システム上で通知を行いますが、緊急の場合は通知なしに運用を停止する場合があります。

第18条（免責事項）

1. 一般社団法人中区民活動支援協会は、登録者がシステムを利用したことにより発生した登録者の損害及び登録者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。
2. 一般社団法人中区民活動支援協会は、システムの運用の停止、中止又は中断等により登録者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

第19条（禁止事項）

システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) システムを利用申込等の手続以外の目的で使用すること。
- (2) システムに対し不正にアクセスすること。
- (3) システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) システムに対しウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 他人の団体登録番号、パスワード等を不正に使用すること。
- (6) 他の団体のために予約を代行すること
- (7) 上記のほか法令等に違反すると認められる行為をすること。

第 20 条（規約の変更）

1. 必要があると認めるときは、登録者に事前に通知を行うことなく、いつでも本規約に規定する条項を変更し、又は新たな条項を追加できることとします。
2. 前項の規定に関するもののうち、特に必要と認めるものについて、システムにより登録者に周知します。

第 21 条（その他）

この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に事務局長が定めるものとします。

附則

この規約は、令和 5 年 2 月 1 日から施行します。